

基礎研 レポート

EIOPA がソルベンシー II レビューに 関する第 1 の助言セットについての CP を公表 (1) — 欧州委員会に対する助言内容 —

取締役 保険研究部 研究理事
年金総合リサーチセンター長
TEL: (03)3512-1777

中村 亮一
E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

ソルベンシー II は 2016 年 1 月にスタートしているが、多くの課題を抱えていることは、基礎研レポート「[ソルベンシー II の今後の検討課題について \(1\) — 技術的準備金及びリスクの評価に関する項目 —](#)」(2016.12.6) 及び「[ソルベンシー II の今後の検討課題について \(2\) — 実務面の課題及び Brexit の影響 —](#)」(2016.12.12) で報告した。

これを受けて、EIOPA(欧州保険年金監督局)は、2016 年 12 月 8 日に、ソルベンシー資本要件標準式に焦点を当てた「ソルベンシー II 委任規則の特定項目のレビューに関するディスカッション・ペーパー」を公表した¹。このディスカッション・ペーパーは、EIOPA が 2016 年 7 月 18 日に欧州委員会から受けた助言要請のリストの中に含まれていた項目 (以下において、「欧州委員会による技術的助言要求項目」²と呼ぶ) への対応の準備の第一歩となるものであり、これに対する関係者の意見 (協議期間は 2017 年 3 月 3 日まで) を踏まえて、さらなる検討が行われ、欧州委員会への最終的な助言が 2018 年 2 月までに行われていくことになっていた。

EIOPA は 2017 年 7 月 4 日に、「ソルベンシー II 委任規則の特定項目に関する欧州委員会への EIOPA の第 1 の助言セットに関するコンサルテーション・ペーパー」³ (以下、「今回の CP」と言う) を公表し、関係者からのフィードバックを求めている。

今回を含めた 2 回のレポートで、このコンサルテーション・ペーパー (CP) の概要を報告する。まずは、今回のレポートでは、欧州委員会からの助言要求項目の内容とそれに対する今回の CP での助

¹ 「Discussion Paper on the review of specific items in the Solvency II Delegated Regulation」(EIOPA-CP-16/008 5 December 2016)

<https://eiopa.europa.eu/Pages/Consultations/Overview.aspx>

² REQUEST TO EIOPA FOR TECHNICAL ADVICE ON THE REVIEW OF SPECIFIC ITEMS IN THE SOLVENCY II DELEGATED REGULATION (Regulation (EU) 2015/35)

http://ec.europa.eu/finance/insurance/docs/news/call-for-advice-to-eiopa_en.pdf#search='Ref.Ares%282016%293573955'

³ <https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-consults-on-its-first-set-of-advice-on-the-Solvency-II-review.aspx>

https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-CP-17-004_Consultation_Paper_on_First_set_of_Advice_on_SII_DR_Review.pdf

言案について報告し、次回のレポートで、今回の CP の助言のドラフト作成中に検討された政策オプションの影響評価について報告する。

2—今回の CP の概要

1 | ソルベンシー II レビューの背景

ソルベンシー II のレビューは、ソルベンシー II 指令の立法文書に従う正式なプロセスである。ソルベンシー II 委任規則のリサイクル 150 は、ソルベンシー資本要件の標準式の見直しのためのタイムラインを定義している。レビューの第 1 段階は、2018 年 12 月までに欧州委員会によって最終決定され、ソルベンシー II の枠組みは 2021 年までに見直される予定である。EIOPA は、2016 年 12 月に発行されたディスカッション・ペーパーでレビューを開始した。

2 | ソルベンシー II レビューの目的

EIOPA は、現在実施中のレビューに関して、「レビューの主な目的は、(再) 保険会社に対する比例かつ技術的に一貫した監督体制を確保し、ソルベンシー資本要件の公式を簡素化し、要件の比例的な適用を確実にすることである。」としている。

3 | 今回の CP がカバーする項目

今回の CP には、EIOPA の欧州委員会からの 2 つの助言要請範囲にある多くの項目に対する EIOPA の助言が含まれているが、それらの項目には、①簡素化された計算、②外部信用格付けへの依存度の低減、③保証の取扱い、④第三者による保証エクスポージャー、⑤地域政府と地方自治体 (regional governments and local authorities : RGLA) へのエクスポージャー、⑥リスク軽減技術、⑦会社固有パラメータ、⑧投資関連ビークルに関するルックスルー・アプローチ、⑨繰延税金の損失吸収能力 (loss-absorbing capacity of deferred taxes : LAC DT) に関する情報、が含まれている。

4 | 今回の CP の構造

各セクションは、情報のみを提供する LAC DT のセクション以外は、同じ構造に従っている。具体的には、(A) 助言要求の抜粋、(B) 法的根拠、(C) ディスカッション・ペーパーに対して受け取った主なコメントに関するフィードバックステートメント、(D) 分析を含む EIOPA の助言、(E) 関連する場合は条項に対する EIOPA の助言と提案、となっている。さらに、この CP には、助言のドラフト作成中に検討された政策オプションの影響評価も含まれている。

5 | 今回の CP に対する今後のプロセス

EIOPA は、今回の CP に対して、2017 年 10 月に欧州委員会に提出される予定の助言のドラフトに対してステークホルダーにフィードバックを提供するように呼びかけている。この協議期間は、2017 年 8 月 31 日に終了する。

6 | 今後、第 2 の助言セットに関する CP を発行予定

EIOPA は、年末までに、レビューされるべき以下の項目に対する第 2 の助言セットに関する CP を発行する。: ①リスクマージン、②自己資本、③繰延税金の損失吸収能力に関する政策オプション、④

カタストロフィーリスク、⑤保険料及び責任準備金リスク、⑥死亡率及び長寿リスク、⑦カウンターパーティ・デフォルトリスク、⑧グループレベルでの通貨リスク、⑨金利リスク、⑩ルックスルーの簡素化、⑪未評価債務、⑫非上場株式及び戦略的参加。

EIOPA の第 2 の助言セットは、2018 年 2 月までに欧州委員会に提出される予定である。

(参考)EIOPA の公表内容

EIOPA はソルベンシー II のレビューに関する第 1 の助言のセットを協議にかける

今日、欧州保険年金監督局 (EIOPA) は、ソルベンシー II レビューに関する欧州委員会への第 1 の助言に関するコンサルテーション・ペーパーを発行した。レビューの主な目的は、(再) 保険会社に対する比例的かつ技術的に一貫した監督体制を確保し、ソルベンシー資本要件の公式を簡素化し、要件の比例的な適用を確実にすることである。

コンサルテーション・ペーパーには、EIOPA の欧州委員会からの 2 つの助言要請範囲にある多くの項目に対する EIOPA の助言が含まれている。それらの項目には、簡素化された計算、外部信用格付けへの依存度の低下、保証の取扱い、第三者による保証 リスク軽減技術、会社固有のパラメータ、投資関連ビークルに関するルックスルー・アプローチ、繰延税金の損失吸収能力に関する情報などが含まれている。

EIOPA は、2017 年 10 月に欧州委員会に提出される予定の助言のドラフトに対してステークホルダーにフィードバックを提供するように呼びかけている。この協議期間は、フィードバックを受けなければならない日である 2017 年 8 月 31 日木曜日に終了する。締切り後に提出されたコメント又は提供されたテンプレートで提出されなかったコメントは処理できない。

コメント用のテンプレート付きのコンサルテーション・ペーパーは、こちらから入手可能：

<https://eiopa.europa.eu/Pages/Consultations/EIOPA-CP-17-004-Consultation-Paper.aspx>

3—今回の CP における EIOPA による助言の概要

この章では、欧州委員会からの助言要求内容とそれに対する今回の EIOPA の助言のドラフトの概要を報告する。

1 | 簡素化された計算の適用基準の明確化等

(1) 欧州委員会からの助言要求内容

委任法は、標準式における計算に対して、全てではないが、多くの簡素化を提供している。しかしながら、例えば、損害解約リスクサブモジュール及び損害カタストロフィーリスクサブモジュールについては、何らの簡素化も提供されていない。

EIOPA は以下のことを求められる。

- ・既存の簡素化の現在の使用、関連する場合は、これらの簡素化が使用されない理由について、情報を提供する。

- ・要件の比例的な適用を強化する必要性を念頭に置いて、全ての標準式の計算に簡単で容易に適用できる方法が提供されることを確実にするために、既存の簡素化に対する改善を提案し、さらなる簡素化のための方法と基準を模索し提案する。

(2)EIOPA の助言

EIOPA は、比例評価、損害解約リスクサブモジュール、解約リスクサブモジュール及び生命死亡リスク及び健康死亡リスクにおける簡素化された計算について、その適用の考え方の基準等を明確化する助言を提案している。

比例評価

64. EIOPA の助言は、委任規則第 88 条の現行要件を変更することではない。
65. リスクの性質、規模及び複雑さを評価する第 1 のステップは、後続のステップで実行される特定の簡素化された計算の妥当性をチェックするための基礎を提供することを意図している。
66. エラーを評価する第 2 ステップは、エラーが重要でない（すなわち、SCR（Solvency Capital Requirement：ソルベンシー資本要件）の計算に含まれる情報の意図されたユーザーの意思決定又は判断に影響を与えない）かどうかを評価することを目的とする。（再）保険会社は、標準的な方法を用いて資本の価値を再計算する必要はない。代わりに、（再）保険会社が、そのエラーが重要でないという合理的な保証があることを証明することで十分である。この目的のために、最初にエラーの定性的評価を行うことが可能であり、エラーが重要でないことを示す場合、エラーを定量的に評価する必要はない。

損害解約リスクサブモジュール

67. 委任規則第 118 条第 1 項 (a) 及び第 150 条 (a) に記載された事由のもとで、（再）保険会社の基本的自己資本の損失を決定する目的で、会社は、契約ベースで基本的自己資本に最も悪影響を与える契約停止の種類に基づいて、計算すべきである。
68. （再）保険会社は、最良推計の計算に使用される同種のリスクグループに基づく計算を可能にする簡素化された計算を提供する必要がある。
69. リスクマージン無しで技術的準備金を増やすことになる同質のリスクグループには、40%の契約停止が適用されるべきである。
70. この簡素化された計算は、（再）保険事業が、最良推計を計算するために使用される特定のグルーピングが、解約の場合に、契約間の重要な補償を許容しないことを示すことができる場合にのみ適用されるべきである。

解約リスクサブモジュール

71. 委任規則第 142 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項及び第 159 条に規定する事由に基づく（再）保険会社の基本的自己資本の損失を決定する目的で、会社は、契約ベースで基本的自己資本に最も悪影響を与える契約停止の種類に基づいて、計算すべきである。
72. （再）保険会社は、最良推計の計算に使用される同種のリスクグループに基づく計算を可能にする

る簡素化された計算を提供する必要がある。

73. 委任規則第 142 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項及び第 159 条第 6 項に記載されている事象は、リスクマージン無しに技術的準備金を増加させる同質のリスクグループに適用されるべきである。

74. この簡素化された計算は、(再) 保険会社が、最良推計を計算するために使用された特定のグループが、解約の場合に、契約間の重要な補償を許容しないことを示すことができる場合にのみ適用されるべきである。

生命死亡リスク及び健康死亡リスクに対する資本要件の簡素化された計算

75. 死亡リスクに関する資本要件は、委任規則第 91 条及び第 97 条によって提供される簡素化を用いて計算することができる。

76. この簡素化された計算によって提供される公式は、危険保険金総額が時間とともに変化しないことを前提としている。この変動が反映される必要がある状況を考慮に入れるために、簡素化された計算は次のように調整する必要がある。

$$SCR_{mortality} = 0,15 \cdot q \cdot \sum_{k=1}^n CAR_k \cdot \frac{(1-q)^{k-1}}{(1+i_k)^{k-0,5}}$$

77. 委任規則第 91 条は誤字を提示する：分母は「 $1-ik$ 」ではなく、「 $1+ik$ 」でなければならない。

2 | 標準式での外部信用格付けへの依存度の低減

(1) 欧州委員会からの助言要求内容

規則 (EC) No 1060/2009 の規定に沿って、欧州連合は、第 1 段階で、連合法の下での外部信用格付けへの言及が、そのような外部信用格付けへの単一のあるいは機械的な依存を引き起こすか又は引き起こす可能性を有するかどうかを、第 2 段階では、信用リスク評価の適切な代替案が特定され、実施されているとの前提の下で、2020 年までにそれらを削除することを目的とした、規制目的のための外部信用格付けへの全ての参照を、見直す方向で取り組んでいる。

ソルベンシー II の標準式は、外部格付けが利用可能かどうか、どのような格付けがそのようなエクスポージャーに割り当てられているかに応じて、異なるリスクの考察を提供している。格付けに過度に依存するリスクを軽減するため、ソルベンシー II は、保険会社が技術的準備金及びソルベンシー資本要件の計算において、外部信用格付け評価を使用する際に、外部評価への自動的な依存を避けるために、実務上可能な限り、追加の評価を使用することにより、リスク管理の一部として、外部信用評価の適切性を評価すべき、と規定している。さらに、ソルベンシー II 委任規則第 4 条(5)は、より大規模又は複雑なエクスポージャーに対する会社内部の信用評価を作成するための (再) 保険会社に対する要件を定めており、それが過度の依存リスクの軽減にも寄与する。このような軽減規則が整備されているにもかかわらず、ソルベンシー II 委任法に含まれる格付けの使用は、(再) 保険会社が格付け機関からの評価に依存するインセンティブを生む可能性がある。

したがって、EIOPA は以下のことを求められる。

代替的信用評価を導くために、標準化されたアプローチのための方法と基準を設定することにより、

ソルベンシーⅡ標準式における代替的信用評価の使用の枠組みをさらに発展させる。このようなアプローチは、外部信用評価を持たないエクスポージャーをターゲットにして、大規模かつ複雑なエクスポージャーに限定されるべきではない。

(2)EIOPA の助言

EIOPA は、スプレッドリスクサブモジュール及び市場リスク集中リスクサブモジュールに対して、新しい簡素化された計算を導入するように助言している。具体的には、(再) 保険会社が比例原則に関する第 88 条の要件を遵守して、かつ一定の条件を満たしている場合に、(再) 保険会社は別の ECAI (External Credit Assessment Institution : 外部信用評価機関) を指名する必要はなく、そのスプレッドリスクサブモジュールとその市場リスク集中サブモジュールを、カバーしていない資産が信用度ステップ 3 (credit quality step 3) ⁴であるかのように計算することが許容される。

内部信用評価に関しては、EIOPA は、この段階で内部格付手法をさらに拡張しないことを助言している。

また、マーケット・インプライド・レーティング及び会計ベースの手法について、これらのオプションは、全てのエクスポージャーの資本要件を計算するための規制枠組みに導入するには、あまりにも多くの短所を有する、としている。

比例アプローチと簡素化された計算

143. EIOPA は、スプレッドリスクサブモジュール及び市場リスク集中リスクサブモジュールに対する委任規則第 88 条の枠組みの下での、2 つの新しい簡素化された計算を導入するように助言する。

144. 簡素化された計算は、以下の条件でのみ適用される。

- ・(再) 保険会社は、既にその負債ポートフォリオの大部分をカバーする ECAI を指名している。
- ・指定された ECAI がカバーしていない残りの資産クラス及び投資は、債券又は固定利息による定期的なクーポン支払いの形での返済と同様、満期日又はそれ以前に償還支払いを行う類似の投資である。貸付金、仕組債と担保付有価証券及びデリバティブは、簡素化された計算から明示的に除外される。
- ・(再) 保険会社の負債が利益分配の仕組みを提供していない。(再) 保険会社は、ユニット/インデックス連動事業を行わず、マッチング調整を使用していない。

145. これらの条件が満たされ、(再) 保険会社が比例原則に関する委任規則第 88 条の要件を遵守している場合、(再) 保険会社は別の ECAI を指名する必要はなく、そのスプレッドリスクサブモジュールとその市場リスク集中サブモジュールを、カバーしていない資産が信用度ステップ 3 であるかのように計算することが許容される。資産又はその重要な部分の平均リスクプロファイルが信用度ステップ 3 を下回っているという証拠がある場合、簡素化された計算は適切ではない。

146. EIOPA はまた、「(再) 保険事業が既にその負債ポートフォリオの大部分をカバーする ECAI を指名している」という基準が、例えば簡素化された計算が許されていない下での一定のカバレッジ

⁴ 信用度ステップ (credit quality step) については、以下の欧州委員会実施規則(EU) 2016/1800 を参照のこと
http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2016.275.01.0019.01.ENG&toc=OJ:L:2016:275:TOC

率に臨界値を導入することによって、さらに特定できるかどうかを検討している。ステークホルダーは、そのような臨界値についてのインプットを提供するよう呼びかけられている。

内部信用評価

147. EIOPA は、この段階で内部格付手法をさらに拡張しないことを助言している。可能であれば、未評価債務について進行中の作業の下で、堅牢で健全な内部信用評価を確認するために、EIOPA によってガイダンスが提供される予定である。内部評価が拡張できるかどうかにかかわらず、数年後に新しい評価が行われる可能性がある。

マーケット・インプライド・レーティング及び会計ベースの手法

148. これらのオプションは、全てのエクスポージャーの資本要件を計算するための規制枠組みに導入するには、あまりにも多くの短所を提示する。短所の概要については、影響評価セクションを参照のこと。

3 | 保証、第三者によって保証されるエクスポージャー、地域政府と地方自治体 (RGLA) へのエクスポージャーの取扱の銀行の枠組みとの整合性の確保等

(1) 欧州委員会からの助言要求内容

ソルベンシー II の標準式は、特定の条件が満たされている場合、欧州中央銀行、加盟国の中央政府、中央銀行、国際開発金融機関及び特定の国際機関によって発行される保証をリスク軽減手法とみなしている。

EIOPA は以下のことを求められる。

- ・第三者によって保証された現在のエクスポージャーの額及び地域政府や地方自治体へのエクスポージャーに関する情報を提供する。
- ・地域政府と地方自治体の取扱及び第三者によって保証されるエクスポージャーの取扱において、銀行の枠組みと委任規則 (EU) 2015/35 の差異を評価する。
- ・これらの違いのそれぞれについて、2 つのセクターのビジネスモデルの相違、必要資本の決定における要素の相違又はその他の根拠によって、それらが正当化されているかどうかを評価する。
- ・ソルベンシー II の枠組みにおいて、他の保証人による保証のリスク軽減効果がどの条件の下で認識されるか、を調査する。

(2) EIOPA の助言

EIOPA は、ソルベンシー II 委任規則 (EU) 2015/35 と銀行の枠組みにおける差異について、6 つの点を挙げ、そのうちの 2 つについては、資本要件の決定における要素と根本的な前提が異なるために正当化されるが、その他の 4 つの点については正当化されない、としている。

これらの評価に基づいて、EIOPA は、以下の点を助言している。

- ・市場リスクモジュールでは、欧州委員会実施規則 (EU) 2015/2011 に列挙されている RGLA が発行した保証の取扱は、それらが設定された加盟国の管轄の中央政府が発行した保証の取扱と同じでなければならない。

- ・ 欧州委員会実施規則（EU）2015/2011におけるRGLAのリストは、銀行の枠組みのリストと整合しなければならない。
- ・ 指令2009/138/EC第190a条（2）（a）に従って採択された実施法に列挙されていない加盟国のRGLAへの中間取扱が標準式に導入されるべきである。
- ・ 欧州委員会実施規則（EU）2015/2011に列挙されているRGLAからの加盟国の中央政府の保証と保証の認定は、委任規則第191条の要件を満たすモーゲージローンに拡大すべきである。
- ・ 部分保証のリスク軽減効果は、部分保証が加盟国の中央政府又は欧州委員会実施規則（EU）2015/2011に記載されているRGLAによって無条件かつ取消不能で保証されていることを条件として、カウンターパーティ・デフォルトリスク標準式モジュールにおけるタイプ2⁵のモーゲージローンエクスポージャーで認識されるべきである。

委任規則と銀行の枠組みの違い

210. 欧州委員会の要請に応じて、CRR（Capital Requirements Regulation）（Regulation（EU）No 575/2013）と委任規則の条項の調和の可能性を分析するために、地域政府及び地方自治体の取扱及び第三者によって保証されたエクスポージャーの取扱に関して、銀行の枠組みと委任規則の徹底的な比較が行われている。

211. 銀行の枠組みと委任規則の比較の後、以下の違いが認められた。

（表6）銀行の枠組みと委任規則との間の差異

| | ソルベンシーII | 銀行の枠組み | 差異の正当化 |
|---|--|---|----------------------|
| 1 | 地域政府及び地方自治体は、個別のエクスポージャークラスを構成するものではない（単名エクスポージャーの概念）。 | 地域政府及び地方自治体は、個別のエクスポージャークラスを構成する | 正当化される |
| 2 | 公的部門の企業は定義されていない。 | CRRの第4条（8）及び116（4）が、例外的な状況では加盟国の中央政府に対するエクスポージャーとして扱うことができる公的部門を定義している。 | 正当化される |
| 3 | 部分保証は認識されていない。 | 部分保証は認識されている。 | モーゲージローンに対しては正当化されない |
| 4 | RGLAによって発行された保証は、それらが唯一のカウンターパーティ・デフォルトリスクモジュールにおいてのみ設定されている管轄の加盟国の中央政府によって発行された保証として扱われる。 | RGLAによって発行された保証は、それらが設定されている管轄の加盟国の中央政府によって発行された保証として扱われる。 | 正当化されない |
| 5 | 欧州委員会実施規則（EU）2015/2011及び銀行の枠組みからのリストに列挙されているRGLAは同じ基準に基づくものだが、いくつかの加盟国において両方のリストの間に差異がある。 | 欧州委員会実施規則（EU）2015/2011及び銀行の枠組みからのリストに列挙されているRGLAは同じ基準に基づくものだが、いくつかの加盟国において両方のリストの間に差異がある。 | 正当化されない |
| 6 | RGLAエクスポージャーは、2つの方法で取り扱われる可能性がある。機関に対するエクスポージャーとして（すなわち、社債として）、加盟国の中央政府に対するエクスポージャーとして。 | RGLAエクスポージャーは、2つの方法で取り扱われる可能性がある。：加盟国の中央政府に対するエクスポージャーとして、そして中間取扱で。 | 正当化されない |

212. 最初の2つの違いは、資本要件の決定における要素と根本的な前提が異なるために正当化される。（再）保険会社にとっては、カウンターパーティ・デフォルトリスクの主要部分は再保険契約へのエクスポージャーであるのに対して、信用機関には再保険契約はない。銀行の枠組みでは、信用

⁵ ソルベンシーIIの標準式におけるデフォルトリスクについては、分散化や格付け有無等の要素に基づいて、タイプ1とタイプ2の2つのエクスポージャータイプに分類される。

リスクの資本要件はエクスポージャークラスに基づいて計算され、委任規則では、カウンターパーティ・デフォルトリスクの資本要件は、単名エクスポージャーに基づいて計算される。同じ企業グループに属する事業体へのエクスポージャーは、単名エクスポージャーとして扱われるため、単名エクスポージャーの概念は別のエクスポージャークラスよりも広い。銀行の枠組みでは、信用リスク計算のためにリスクウェイトが各エクスポージャーに直接割り当てられ、委任規則では、タイプ1のエクスポージャーのリスクウェイトは、デフォルト及び損失が与えられたデフォルト措置の確率に基づいて決定され、タイプ2のエクスポージャーに対しては直接的なリスクウェイトが割り当てられる。

213. 加盟国の中央政府の有無にかかわらず、委任規則のモーゲージローンは、同様の資本チャージを有するが、加盟国の中央政府とのモーゲージローンは、そのような保証のないモーゲージローンよりもリスクが低い。さらに、加盟国の中央政府による保証を有するタイプ2のエクスポージャーに関する NSAs (National Supervisory Authorities : 国家監督当局) のデータは、これらのタイプ2のエクスポージャーの大部分が部分的に保証されていることを示している。銀行の枠組みは、CRR に以下の保証基準を含めることにより、部分保証のリスク軽減効果を認識させることができる。貸付機関は、一定の種類を支払が保証から除外されている場合、制限されたカバレッジを反映するために保証の価値を調整している。CRR からの基準が委任規則第 215 条に含まれなかった理由は正当化されていない。NSAs によって収集された (再) 保険会社からのデータは、部分保証が主としてカウンターパーティ・デフォルトモジュール (すなわち、タイプ2のエクスポージャーに関する欧州委員会実施規則 2015/2011 (EU) 2015/2011 に列挙されている加盟国の中央政府及び RGLA の一部保証) で発生することを示しているため、加盟国の中央政府及び RGLA からの部分保証を、カウンターパーティ・デフォルトリスクモジュールの中のタイプ2のモーゲージローンエクスポージャーについてのみ認識することが正当化される。

214. EIOPA 調査 (助言の 4.4.2 項参照) に示されている NSAs データは、(再) 保険会社が RGLA 保証を裏付けとする金融商品に投資することを示している。しかし、欧州委員会実施規則 (EU) 2015/2011 に列挙されている RGLA からの委任規則第 199 (11) 条によれば、カウンターパーティ・デフォルトリスクモジュールについてのみ加盟国の中央政府エクスポージャーによる保証と同等であり、市場及びカウンターパーティ・デフォルトリスクモジュールでは、保証が異なる取扱を受けることになる。しかし、欧州委員会実施規則 (EU) 2015/2011 に列挙されている RGLA によって保証された債務の殆どは、スプレッドリスクサブモジュールでカバーされている。

215. 委任規則第 85 条によれば、RGLA の分類の条件は、これらのエクスポージャーと中央政府へのエクスポージャーとの間にリスクの差異がないことであり、これは前者の特別な歳入調達権限のためであり、債務不履行のリスクを低減する効果のある特定の制度的取り決めが存在することである。しかし、委任規則では、欧州委員会実施規則 (EU) 2015/2011 に列挙されている RGLA の保証は考慮されていないが、市場リスクモジュールでは加盟国の中央政府への保証を考慮に入れることができる。これは、ソルベンシー II において現在、欧州委員会実施規則 (EU) 2015/2011 に列挙されている RGLA によって提供される保証が有る社債も無い社債も、同じ資本要件を取得していることを意味しているが、銀行の枠組みの場合にはそうではない。

216. 上記の分析を考慮すると、EIOPA は、委任規則と銀行の枠組みの間のそのような違いは正当化されないと考えている。
217. EIOPA は、欧州委員会実施規則（EU）2015/2011 に列挙されている RGLA が発行した保証を、市場リスク委員会に加盟している加盟国の中央政府が発行した保証と同じ方法で取り扱うことを助言する。
218. 欧州委員会実施規則（EU）2015/2011 における RGLA のリストと銀行枠組みからのリストは同じ基準に基づいているが、一部の加盟国では両方のリストに違いがある。EIOPA は、両方のリストの差異と差異の原因を評価した。EIOPA によって特定された違いは正当化されておらず、両方のリストを調和させるべきである。
219. 加盟国の RGLA のための中間取扱の導入は、欧州委員会実施規則（EU）2015/2011 に列挙されていない RGLA は、（今や委任規則に従えばそうであるように）もはや社債として扱われないであろうことを意味しているが、しかしこの中間取扱に対応するリスクウェイトを受けるであろう。多くの分野と同様に、規制裁定を回避するために保険と銀行規制が調整されているため、委任規則にも同様の中間取扱を導入することが望ましい。
220. RGLA の取扱及び第三者によって保証されたエクスポージャーの取扱における銀行業務の枠組みと委任規則との間の相違を評価した後、EIOPA は以下を助言する。

RGLA 発行の保証

221. 市場リスクモジュールでは、欧州委員会実施規則（EU）2015/2011 に列挙されている RGLA が発行した保証の取扱は、それらが設定された加盟国の管轄の中央政府が発行した保証の取扱と同じでなければならない。

欧州委員会実施規則（EU）2015/2011 の RGLA リストを銀行枠組みのリストに合わせる

222. 欧州委員会実施規則（EU）2015/2011 における RGLA のリストは、銀行の枠組みのリストと整合しなければならない。両方のリストの調和には、欧州銀行監督局との緊密な協力が必要となる。RGLA リストを銀行規制に合わせることは、欧州委員会実施規則（EU）2015/2011 の変更を意味するかもしれない。その行為は委任規則のレビューによってカバーされないため、リストへの具体的な変更はこのレビューの外で提案される。

RGLA の中間取扱

223. 指令 2009/138 / EC 第 190a 条 (2) (a) に従って採択された実施法に列挙されていない加盟国の RGLA への中間取扱が標準的に導入されるべきである。欧州委員会実施規則（EU）2015/2011 に列挙されていない加盟国の RGLA に対するスプレッドリスクチャージは、その信用度ステップ 2 の中央政府と中央銀行の国内通貨建てでファンディングされた非 EEA 中央政府への債券及びローンに関連するものと同様である（委任規則第 180 条 (3)）。スプレッドリスクの資本要件は、債券の期間及び信用度の融資の期間に応じて選択されたリスクウェイトに基づいて計算される。市場集中リスクについては、同じものが適用される。欧州委員会実施規則 2015 / 2011 に列挙されていない RGLA は、委任規則第 187 (4) 条に従って 12% のリスク要因を受ける。

タイプ2のモーゲージローンに関する欧州委員会実施規則（EU）2015/2011に列挙されている加盟国の中央政府とRGLAの保証

224. 欧州委員会実施規則（EU）2015/2011に列挙されているRGLAからの加盟国の中央政府の保証と保証の認定は、委任規則第191条の要件を満たすモーゲージローンに拡大すべきである。

部分保証の認識

225. 部分保証のリスク軽減効果は、部分保証が加盟国の中央政府又は欧州委員会実施規則（EU）2015/2011に列挙されているRGLAによって無条件かつ取消不能で保証されていることを条件として、カウンターパーティ・デフォルトリスク標準式モジュールにおけるタイプ2のモーゲージローンエクスポージャーで認識されるべきである。

4 | リスク軽減技術の評価とそれに対する考え方の明確化

(1) 欧州委員会からの助言要求内容

ソルベンシーIIはリスクベースの枠組みであり、特に一定のリスク軽減技術の効果を考慮している。EIOPAは以下のことを求められる。

- ・リスク軽減技術、特に組込デリバティブ及び長寿リスク移転、に関する最近の市場動向についての情報を提供する。
- ・リスク軽減技術の認識の枠組みが、これらの最近の市場動向を適切にカバーしているかどうかを評価する。
- ・必要に応じて、この枠組みの更新を提案する。

(2) EIOPAの助言

EIOPAは、保険会社が新たなリスク軽減契約を締結し、その契約を（完全又は部分的に）解消するか、又はヘッジポジションの変動を反映するために相殺契約を締結する「エクスポージャー調整」について、例えば、以下の考え方を明確化している。

- ・リスク軽減技術の週1回のエクスポージャー調整は、SCR標準式におけるリスク軽減技術の認識を妨げてはならない。
- ・あらかじめ定義された例外的なエクスポージャー調整を補完する可能性があるべきである。
- ・SCR標準式計算で認識される取引所で取引される先物及びその他の金融商品に対しては、少なくとも月次契約を使用しなければならない。
- ・取引所で取引されていない金融商品については、契約開始時の満期は少なくとも1ヶ月でなければならない。
- ・再保険契約又は特別目的ビークルの開始時の満期は、少なくとも3ヶ月でなければならない。

さらには、SCRに違反している再保険会社との再保険の認識に関する取扱いの考え方を示している。

ローリングヘッジ

317. 以下、「エクスポージャー調整」という用語は、保険会社が新たなリスク軽減契約を締結し、そ

の契約を（完全又は部分的に）解消するか、又はヘッジポジションの変動を反映するために相殺契約を締結する状況を意味する（例えば、より多くの株式 X が購入されたため、株式 X に対する追加の短期の先物契約を結ぶこと）。

318. 委任規則第 211 条及び第 212 条に規定されているリスク軽減技術の週 1 回のエクスポージャー調整は、SCR 標準式におけるリスク軽減技術の認識を妨げてはならない。
319. また、あらかじめ定義された例外的なエクスポージャー調整を補完する可能性があるべきである（例えば、為替レートの 5% を超える日々の変化の場合）。
320. SCR 標準式計算で認識される取引所で取引される先物及びその他の金融商品に対しては、少なくとも月次契約を使用しなければならない。
321. 取引所で取引されていない金融商品については、契約開始時の満期は少なくとも 1 ヶ月でなければならない。
322. 再保険契約又は特別目的ビークルの開始時の満期は、少なくとも 3 ヶ月でなければならない。
323. 委任規則第 211 条及び第 212 条に含まれるリスク軽減手法については、異なる満期の契約に変更しても、第 320 項から第 322 項に記載されている満期に関する要件が満たされている限り、SCR 標準式における認識を妨げてはならない。

委任規則第 2 条第 2 項 (3) (現実的な再建計画)

324. 会社は、SCR 標準式の計算において、以下に規定されている期間に対するさらなる条件なしに、委任規則第 211 条第 3 項に規定された減額要因を用いて SCR に違反している再保険会社との再保険を認識することが認められるべきである。MCR に違反した場合には、何らの認識も認められない。
325. 第 326 項及び第 327 項に規定されているさらなる制限に従うことを条件に、認識は SCR 違反が開示されてから最長で 6 ヶ月間認められるべきである。
326. 再保険会社が SCR を再び遵守していることが第 325 項で述べられている期間の終了前に明らかでない場合、当該規定はもはや適用されず、再保険は完全に再認識される。
327. 第 325 項で言及された期間が終了する前に、再保険会社が現実的な再建計画を提出しなかったか、又は SCR 違反発生後 6 ヶ月以内に遵守を回復できないことが明らかになった場合、再保険は認識されるべきでない。
328. 遵守不履行の開示後の遅くとも 6 ヶ月で、SCR 違反が発生した後 6 ヶ月以内に遵守が回復したかどうかは明確になる。SCR への遵守が回復した場合、特別な規則は必要ない。それ以外の場合には、再保険は認識されない。
329. 再保険会社が SCR 違反の日付を開示し、この日付が開示日前にある場合には、第 325 項で定義されている部分認識の期間が短縮されるべきかどうかはさらに検討される。

5 | ルックスルー・アプローチの適用拡大

(1) 欧州委員会からの助言要求内容

ルックスルー・アプローチは現在、関連会社への投資には適用されていない。

EIOPA は以下のことを求められる。

- ・保険会社及び再保険会社が投資ビークルとして使用する関連事業に関する情報を提供する。
- ・どのような条件の下で、そのような会社にルックスルー・アプローチを拡張するのが適切なのかを評価する。

(2)EIOPA の助言

「投資ビークル」への投資については、「形式よりも実質」の原則が適用されるべきとの考え方に基づき、ルックスルー・アプローチの適用は、一定の条件を満たす「投資関連会社」にまで拡大すべきであり、これは、より低い SCR を決定する可能性があるかどうかにかかわらず、必須であるべきである、としている。

374. 実質的に「投資ファンド」である「関連会社」（すなわち「投資ビークル」）への投資については、「形式よりも実質」の原則が適用されるべきである。ルックスルー・アプローチはリスクをより適切に把握すべきである。

375. したがって、ルックスルー・アプローチの適用は、「投資関連会社」にまで拡大すべきである。

「投資関連会社」は、(ソルベンシー II 指令第 212 条 (1) (b) に定義されているように) 以下の条件を満たす関連会社として定義されるべきである。

- ・その目的は、(親) 保険会社に代わって資産を保有していること。
- ・定義された (正確な) 投資命令に従い、投資活動に関連する保険会社の運営を支援する。
- ・親会社のために投資する以外の事業を営むことはない (純粋な投資事業体)。

376. 「投資関連会社」へのルックスルー・アプローチの適用は、より低い SCR を決定する可能性があるかどうかにかかわらず、必須であるべきである。これは、原資産に起因する SCR が株式リスクチャージを適用して得られる SCR よりも低い場合に発生する可能性がある。そのような場合、企業はよりリスクに敏感なルックスルー・アプローチを適用すべきである。

例：ルックスルー・アプローチは、契約上のファンド又は変動資本を有する投資会社 (SICAV)⁶の形で、オープンエンドな集団投資スキームに適用されるべきである。

6 | 会社及びグループ固有のパラメータ (Undertaking Specific Parameter : USP & Group Specific Parameter : GSP) の適用状況の評価等

(1) 欧州委員会からの助言要求内容

会社固有のパラメータのための枠組みは、負債に合わせたキャリブレーションを計算するのに十分なデータが利用できる場合に、標準式において定義されたパラメータを置き換える標準化された方法を提供する。この枠組みは、引受リスクモジュールにおいて、可能な限り提供されるべきである。

EIOPA は以下のことを求められる。

- ・保険、再保険会社及びグループによる会社固有のパラメータの使用に関する情報を提供する。

⁶ SICAV は *société d'investissement à capital variable* の略称で、ルクセンブルグ、イタリア、スイス、フランスなど欧州で一般的なオープン・エンド型の投資信託のこと

- ・引受リスクモジュールの追加パラメータを置き換える標準化された方法を評価し、監督上の承認が与えられる前に満たされなければならないデータの完全性、正確性及び妥当性に関する基準を評価する。
- ・現在の方法の修正又は置き換えを視野に入れて、非比例再保険のための具体的なパラメータを決定する代替的方法を評価する。
- ・特に、リスクの感応度や複雑さを考慮して、会社固有のパラメータに基づいて構築されるグループ固有のパラメータを計算する追加的方法を評価する。

(2)EIOPA の助言

監督上の承認が与えられる前に満たされなければならない、使用されるデータの完全性、正確性及び妥当性に関する基準、さらには、引受リスクモジュールの追加パラメータを置き換えるための標準化された方法については、現在の基準や方法が適切であり、修正する必要はないとしている。

一方で、EIOPA は、ストップ・ロス条約の場合に適用される非比例再保険のための調整係数の計算のための新しい標準化された方法を助言している。

なお、特定のパラメータに基づいて構築された GSP を計算する追加的方法の評価については、USP の標準化された方法はリスクの標準偏差を提供するので、グループレベルのリスクプロファイルを反映しないため、USP を用いて GSP を構築することは適切ではない、としている。

保険会社及び（再）保険会社による USP の使用に関する情報

以下の表は、NSAs によって承認された USP の概要を提供している。

（表は省略）

446. GSP に関しては、GSP が承認された 6 つのグループがある。そのうちの 2 つについては、医療費、自動車責任及びその他の自動車保険の保険料リスクと責任準備金リスクの標準的なパラメータの両方が、グループ固有のパラメータに置き換えられた。残りのグループについては、保険料リスクと医療費に対する GSP が承認された。もう 1 つは援助事業のための保険料リスクの GSP が承認された。他の 2 つは、異なるビジネスラインで保険料リスクと責任準備金リスクに対して 9 つの GSP が承認された。

監督上の承認が与えられる前に満たされなければならない、使用されるデータの完全性、正確性及び妥当性に関する基準の評価

447. EIOPA はデータ基準を適切と見なし、欧州委員会にそれらの修正を助言するものではない。

引受リスクモジュールの追加パラメータを置き換えるための標準化された方法の評価

448. EIOPA は現在の標準化された方法を適切と見なし、欧州委員会に修正するよう助言するものではない。

449. 新しいリスクのための標準化された方法を開発する可能性に関して、一部のステークホルダーは、死亡率、長寿及び解約リスクのためのそのような方法の開発を提案している。ステークホルダーから提案された方法は、EIOPA によって適切でないとして評価されているため、この段階では、欧州

委員会に助言される新しい標準化された方法は提案されていない。

非比例再保険のための具体的なパラメータの計算のための代替方法

450. EIOPA は、非比例再保険のための調整係数の計算のための新しい標準化された方法を助言する。

451. この新しい標準化された方法は、ストップ・ロス条約の場合に適用される。方法の詳細については第 455 項を参照のこと。

特定のパラメータに基づいて構築されたグループ固有のパラメータを計算する追加的方法の評価

452. USP の標準化された方法はリスクの標準偏差を提供するので、グループレベルのリスクプロファイルを反映しないため、USP を用いて GSP を構築することは適切ではない。

7 | 繰延税金の損失吸収能力 (LAC DT) の現状分析

(1) 欧州委員会からの助言要求内容

欧州委員会は、LAC DT に関して、現在適用されている様々な方法とそれらの影響について報告するように、EIOPA に要請した。欧州委員会は、「繰延税金調整による資本要件の減少の計算は複雑であり、監督上の高い判断を必要とし、その結果、加盟国に異なる慣行が生じる可能性を生む。」と述べている。

EIOPA は、貸借対照表上のネット DTL (Deferred Tax Liabilities : 繰延税金負債) によって実証されている LAC DT の一部である、EEA 全体の LAC DT の 1,000 億ユーロ以上の 75% に対して、NSAs が同様のアプローチを取っていることを発見した。将来の利益によって実証されている LAC DT の残りの 25% に関して、NSAs は異なるアプローチを取っている。税制でキャリーバックが適用可能な場合、NSAs は LAC DT を実証するためにその使用を認めており、監督者が同様のアプローチを取っている LAC DT の 75% を増加させることになる。

回帰分析によれば、EEA の LAC DT の変動の殆ど 40% は、会社のバランスシートの違い、税制の違い、会社の規模によって説明することができる。会社が 1 つ又は別の管轄区域にあるという事実は、LAC DT の変動のさらなるおよそ 35% を説明するかもしれない。この差異は、監督上の慣行の違いによるものかもしれないが、回帰分析におけるこれらの側面の変数によって捕捉されていない、異なる管轄区域における会社の税制及びリスク特性の相違によるものでもあるかもしれない。

(2) EIOPA の助言

助言要求へのこの最初の回答では、EIOPA は欧州委員会からの情報要求のみに対処するだけで、委任規則の可能な変更に関する助言はまだ考え出されていない。

EIOPA は、監督当局のコンバージェンスに取り組み続け、必要があると認められる場合には、助言要求に対する 2 回目の回答として、委任規則の変更について助言するかもしれない。

なお、このレポートでは紹介しないが、LAC DT に関しては、今回の CP の中で、その実態等に関する詳しい現状分析が行われている。

4—まとめ

今回のレポートでは、欧州委員会からの助言要求項目の内容とそれに対する今回の CP での助言案について報告してきた。

次回のレポートで、今回の CP の助言のドラフト作成中に検討された政策オプションの影響評価について報告する。

以 上